

表彰休暇の取扱いに関する通達

昭和 37 年 11 月 30 日

陸幕発 1 第 511 号

改正 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 25)

表彰休暇の取扱いに関する通達

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 65 号）第 15 条第 2 号の規定により、3 級以上の賞詞を受けた者に与えられる特別休暇については、防衛省職員給与施行細則（昭和 30 年防庁訓令第 52 号）第 2 条ただし書に規定する防衛大臣の承認を受けたものとして、特別の手續を要することなく、俸給を支給する特別休暇として取り扱うこととされたので承知されたい。